

令和 7 年12月岡崎市議会定例会 提出議案概要

提出件数

- 1 議案 36件
- 2 報告事項 5 件

区 分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議 案	—	—	11	11	13	—	1	36
(当初発送)	—	—	(11)	(11)	(13)	—	—	(35)
(追加提出) (閉会日提出分)	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)
報告事項	—							5

招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和 7 年11月20日（木）
- 2 議案発送日
 - (1) 当初発送 令和 7 年11月20日（木）
 - (2) 追加提出 定例会閉会日（令和 7 年12月22日（月））予定

その他（11件）

11月20日発送

件名	概要								
特定事業の契約の変更に ついて 第148号議案 （地域創生課）	岡崎市阿知和地区工業団地造成事業の契約（令和7年3月21日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>15,437,706,300円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>18,132,882,300円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>2,695,176,000円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	15,437,706,300円	変更後	18,132,882,300円	増 減	2,695,176,000円増額
区 分	契約金額								
変更前	15,437,706,300円								
変更後	18,132,882,300円								
増 減	2,695,176,000円増額								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第149号議案 （文化振興課）	岡崎市竜美丘会館の指定管理者に岡崎パブリックサービス・サンエイ共同事業体を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで								
工事請負の契約の変更に ついて 第150号議案 （文化振興課）	岡崎市シビックセンター改修工事（週休2日）の契約（令和6年12月20日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>2,200,000,000円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>2,232,797,600円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>32,797,600円増額</td></tr> </table>	区 分	契約金額	変更前	2,200,000,000円	変更後	2,232,797,600円	増 減	32,797,600円増額
区 分	契約金額								
変更前	2,200,000,000円								
変更後	2,232,797,600円								
増 減	32,797,600円増額								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第151号議案 （福祉政策課）	岡崎市社会福祉センターの指定管理者に社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第152号議案 （長寿課）	高齢者センター岡崎の指定管理者に社会福祉法人岡崎市福祉事業団を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第153号議案 （長寿課）	岡崎市中央地域福祉センター始め5か所の地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人岡崎市福祉事業団を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第154号議案 （こども発達相談センター）	岡崎市こども発達センターの指定管理者に社会福祉法人岡崎市福祉事業団を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 業務の範囲 岡崎市こども発達センター条例第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務								
公の施設に係る指定管理者の指定について 第155号議案 （商工労政課）	岡崎市中小企業・勤労者支援センターの指定管理者に岡崎市中小企業・勤労者支援センター管理共同事業体を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで								

件名	概要
公の施設に係る指定管理者の指定について 第156号議案 (観光推進課)	岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設の指定管理者に一般財団法人碧水会を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
公の施設に係る指定管理者の指定について 第157号議案 (公園緑地課)	乙川河川緑地の指定管理者にホームックス・スノーピークビジネスソリューションズ共同企業体を指定するもの 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
和解及び損害賠償の額を定めることについて 第158号議案 (市民病院総務課)	内 容 相手方は、令和2年10月21日に白血球数の異常高値の精査のため岡崎市民病院の血液内科外来を受診し、血液内科医師は造影剤を使用しないCT検査を実施した。放射線科医師は精査のためには造影CT検査やMRI検査を要する旨を報告したが、血液内科医師は検査結果から精査の必要性を認識しなかったため、悪性腫瘍の可能性を考慮した追加の検査を実施しなかった。その結果、令和4年7月に腎盂がんと診断されるまで治療の開始が遅延した。 金 額 4,000,000円

条例（11件） 11月20日発送

件名	概要	要																																							
岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について 第159号議案 (総務文書課)	資材価格の高騰、賃金上昇等の社会経済情勢の変化に鑑み、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る予定価格の下限額を改めるもの 1 議会の議決に付さなければならない契約に係る予定価格の下限額を1億5,000万円から2億2,500万円に改定する。 2 議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分に係る予定価格の下限額を2,000万円から3,000万円に改定する。 令和8年4月1日から施行																																								
岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するもの 1 職員の給与についての改正点 (1) 一般職の給料表について、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を、平均3.24%引き上げる。 (2) 通勤手当について、次のとおり新たな距離区分及び額を定めるとともに、一部の距離区分について額を改める。 <table><tr><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>距離区分</th><th>額</th><th>距離区分</th><th>額</th></tr><tr><td>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</td><td>29,000円</td><td>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</td><td>29,100円</td></tr><tr><td>使用距離が片道50キロメートル以上である職員</td><td>29,300円</td><td>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</td><td>32,300円</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</td><td>35,500円</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</td><td>38,700円</td></tr></table> (3) 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>令和7年12月</th></tr><tr><td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</td><td>100分の125</td><td>100分の127.5</td></tr><tr><td> 特定管理職員</td><td>100分の105</td><td>100分の107.5</td></tr><tr><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>100分の70</td><td>100分の72.5</td></tr><tr><td> 特定管理職員</td><td>100分の60</td><td>100分の62.5</td></tr></table>	現行		改正後		距離区分	額	距離区分	額	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,000円	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円	使用距離が片道50キロメートル以上である職員	29,300円	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円	—	—	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円	—	—	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円	区分	現行	令和7年12月	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	100分の125	100分の127.5	特定管理職員	100分の105	100分の107.5	定年前再任用短時間勤務職員	100分の70	100分の72.5	特定管理職員	100分の60	100分の62.5	
現行		改正後																																							
距離区分	額	距離区分	額																																						
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,000円	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円																																						
使用距離が片道50キロメートル以上である職員	29,300円	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円																																						
—	—	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円																																						
—	—	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円																																						
区分	現行	令和7年12月																																							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	100分の125	100分の127.5																																							
特定管理職員	100分の105	100分の107.5																																							
定年前再任用短時間勤務職員	100分の70	100分の72.5																																							
特定管理職員	100分の60	100分の62.5																																							

	(4) 令和7年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。<table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>令和7年12月</th></tr><tr><td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</td><td>100分の105</td><td>100分の107.5</td></tr><tr><td>特定管理職員</td><td>100分の125</td><td>100分の127.5</td></tr><tr><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>100分の50</td><td>100分の52.5</td></tr><tr><td>特定管理職員</td><td>100分の60</td><td>100分の62.5</td></tr></table> (5) 令和8年度以後に支給する期末及び勤勉手当の支給割合を年間で平準化する。 2 一般職の任期付職員の給与についての改正点 (1) 特定任期付職員の給料表の給料月額を平均3.35%引き上げる。 (2) 特定任期付職員の令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。<table><tr><th>現行</th><th>令和7年12月</th></tr><tr><td>100分の95</td><td>100分の97.5</td></tr></table> (3) 特定任期付職員の令和7年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。<table><tr><th>現行</th><th>令和7年12月</th></tr><tr><td>100分の87.5</td><td>100分の90</td></tr></table> (4) 令和8年度以後に支給する期末及び勤勉手当の支給割合を年間で平準化する。	区分	現行	令和7年12月	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	100分の105	100分の107.5	特定管理職員	100分の125	100分の127.5	定年前再任用短時間勤務職員	100分の50	100分の52.5	特定管理職員	100分の60	100分の62.5	現行	令和7年12月	100分の95	100分の97.5	現行	令和7年12月	100分の87.5	100分の90
区分	現行	令和7年12月																						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	100分の105	100分の107.5																						
特定管理職員	100分の125	100分の127.5																						
定年前再任用短時間勤務職員	100分の50	100分の52.5																						
特定管理職員	100分の60	100分の62.5																						
現行	令和7年12月																							
100分の95	100分の97.5																							
現行	令和7年12月																							
100分の87.5	100分の90																							
第160号議案 (人事課)	1 (1)～(4)、2 (1)～(3)は公布の日から、1 (5)及び2 (4)は令和8年4月1日から施行																							
岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改めるもの 1 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。<table><tr><th>現行</th><th>令和7年12月</th></tr><tr><td>100分の172.5</td><td>100分の177.5</td></tr></table> 2 令和8年度以後に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。<table><tr><th>支給月</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>6月</td><td>100分の172.5</td><td>100分の175</td></tr><tr><td>12月</td><td>100分の177.5</td><td>100分の175</td></tr></table>	現行	令和7年12月	100分の172.5	100分の177.5	支給月	改正前	改正後	6月	100分の172.5	100分の175	12月	100分の177.5	100分の175										
現行	令和7年12月																							
100分の172.5	100分の177.5																							
支給月	改正前	改正後																						
6月	100分の172.5	100分の175																						
12月	100分の177.5	100分の175																						
第161号議案 (人事課)	1は公布の日から、2は令和8年4月1日から施行																							

件 名	概 要
岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 第162号議案 (情報システム課)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る主務省令の一部改正に伴い、庁内連携を行う個人番号利用事務及び特定個人情報の範囲を見直す等するもの 1 外国人保護関係情報の名称を外国人生活保護関係情報に改める。 2 外国人生活保護関係情報を利用する事務につき、庁内連携を行う特定個人情報を整理する。 3 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務につき、庁内連携を行う特定個人情報を整理する。 1 及び 2 は公布の日から、3 は令和 8 年 1 月 1 日から施行
岡崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について 第163号議案 (保育課)	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）で定めるとおりとする。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について 第164号議案 (保育課)	児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、余裕活用型（保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、空き定員枠を活用して受入れを行う方式）に係る設備及び職員の基準は、実施施設の区分に応じて、当該実施施設の設備運営についての本市の基準条例で定めるとおりとし、その他の基準は、内閣府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）で定めるとおりとする。 公布の日から施行
岡崎市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について 第165号議案 (農地整備課)	農地中間管理機構が関連する愛知県の土地改良事業の実施に伴い、特別徴収金に係る規定を整備するもの 1 農地中間管理機構が関連する愛知県の土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行地域内農用地について、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該機構関連事業の工事の完了の公告があった日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過する日までの間に、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者が目的外用途に供するために所有権の移転等をした場合など、一定の要件に該当したときは、その者から特別徴収金を徴収する。 2 特別徴収金の額の計算方法を定める。 3 市長は、特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるときは、これを減免することができることとする。 公布の日から施行

件名	概要														
岡崎市駐車施設条例の一部改正について 第166号議案 (都市計画課)	近年の共同住宅の増加や宅配需要の増加等を踏まえ、荷さばきのための駐車施設の附置を義務付ける等するもの 1 駐車場整備地区内における建築物の新築、増築及び用途変更の際の附置義務台数の算定基準を見直す。 2 駐車場整備地区内における建築物の新築、増築及び用途変更の際の荷さばきのための駐車施設の附置義務台数の算定基準を追加する。 3 附置義務駐車施設の規模を見直し、荷さばき駐車施設及び車椅子利用者用駐車施設の規模を規定する。 4 駐車施設の附置及び廃止の際に、市長へ届出をする規定を追加する。 令和8年4月1日から施行														
岡崎市消防団条例の一部改正について 第167号議案 (消防本部総務課)	地域に必要な消防団員を確保するため、その任命要件を見直すもの 1 基本団員の任命要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳以上</td><td>18歳以上</td></tr> <tr> <td>消防団の区域内に居住</td><td>消防団の区域内に居住 ※団長が特に必要があると認めるときは、区域外に居住している場合も認める。</td></tr> </tbody> </table> 2 機能別団員の任命要件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳以上</td><td>18歳以上</td></tr> <tr> <td>消防団の区域内に居住又は勤務</td><td>市内に居住又は勤務若しくは通学</td></tr> <tr> <td>団員として必要な知識経験を有する</td><td>機能別団員として適当である</td></tr> </tbody> </table> 令和8年4月1日から施行	改正前	改正後	18歳以上	18歳以上	消防団の区域内に居住	消防団の区域内に居住 ※団長が特に必要があると認めるときは、区域外に居住している場合も認める。	改正前	改正後	18歳以上	18歳以上	消防団の区域内に居住又は勤務	市内に居住又は勤務若しくは通学	団員として必要な知識経験を有する	機能別団員として適当である
改正前	改正後														
18歳以上	18歳以上														
消防団の区域内に居住	消防団の区域内に居住 ※団長が特に必要があると認めるときは、区域外に居住している場合も認める。														
改正前	改正後														
18歳以上	18歳以上														
消防団の区域内に居住又は勤務	市内に居住又は勤務若しくは通学														
団員として必要な知識経験を有する	機能別団員として適当である														

件 名	概 要
岡崎市火災予防条例の一部改正について 第168号議案 (予防課)	林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令を創設する等のもの 1 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行う。 2 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。 3 林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火災に関する警報の発令中における場合と同様の火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。 4 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、上記3の火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。 5 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。 6 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にする。 7 消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。 令和8年1月1日から施行
岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について 第169号議案 (学校指導課)	愛知県人事委員会勧告を踏まえ、市費負担教員の給与を改定し、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を段階的に引き上げる等するもの 1 義務教育等教員特別手当の支給額の基準となる校務類型について、文部科学省令で定める基準（学級担任とそれ以外の校務）によることとする。 2 教職調整額について、次のとおり見直しをする。 - ア 教職調整額を給料月額100分の4に相当する額から100分の10に相当する額まで段階的に引き上げる。 - イ 指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこととする。 3 市費負担教員の給料表を改める。 3は公布の日から、1及び2は令和8年1月1日から施行

予算（13件） 11月20日発送

件	名
第170号議案 (財政課)	令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第8号）
第171号議案 (地域創生課)	令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
第172号議案 (国保年金課・市民病院総務課)	令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第173号議案 (医療助成室)	令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第174号議案 (介護保険課)	令和7年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第175号議案 (庁舎車両管理課)	令和7年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）
第176号議案 (市民病院総務課)	令和7年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第1号）
第177号議案 (市民病院総務課)	令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）
第178号議案 (中山間政策課)	令和7年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）
第179号議案 (中山間政策課)	令和7年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）
第180号議案 (市民病院総務課)	令和7年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）
第181号議案 (経営管理課)	令和7年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）
第182号議案 (経営管理課)	令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第3号）

(補正予算概要)

(単位：千円)

会 計 別	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
一 般 会 計	155,085,618	4,331,205	159,416,823
特 別 会 計	74,881,464	702,567	75,584,031
企 業 会 計	65,662,268	1,471,117	67,133,385
計	295,629,350	6,504,889	302,134,239

(一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位：千円)

款	歳 入 補 正 額	款	歳 出 補 正 額
1 市 税	3,400,000	1 議 会 費	6,314
11 地方特例交付金	△31,385	2 総 務 費	162,488
15 使用料及び手数料	7,994	3 民 生 費	1,081,734
16 国庫支出金	596,060	4 衛 生 費	274,698

17 県 支 出 金	223, 537	5 労 働 費	△389
18 財 産 収 入	116, 141	6 農 林 業 費	12, 925
19 寄 附 金	71, 013	7 商 工 費	15, 316
20 繰 入 金	3, 000	8 土 木 費	2, 517, 670
21 繰 越 金	3, 442	9 消 防 費	131, 330
22 諸 収 入	16, 403	10 教 育 費	112, 312
23 市 債	△75, 000	12 公 債 費	16, 807
歳 入 合 計	4, 331, 205	歳 出 合 計	4, 331, 205

(単位：千円)

区 分	経 費 の 概 要
民 生 費	障がい福祉サービス費 407, 555 自立支援医療（更生医療）費給付費 93, 225 介護保険特別会計繰出金 73, 596 私立保育園運営費補助金 40, 932 私立保育園等施設型給付費 123, 939 認定こども園等施設型給付費 83, 586 生活保護費支給事業費 243, 517
衛 生 費	救急医療体制運営費補助金 56, 048 病院事業会計負担金 219, 014
土 木 費	交通安全施設整備事業費 30, 000 東岡崎駅周辺地区整備基金積立金 2, 430, 812 土地購入費（岡崎駅針崎若松地区整備事業） 118, 654
教 育 費	私立幼稚園等施設型給付費 68, 405 中学校校舎等特別整備工事請負費 30, 503 旧西部学校給食センター解体工事請負費 △124, 146

継続費（追加）

(単位：千円)

事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
岡崎環状線整備事業	827, 710	令和 7 年度	0
		令和 8 年度	19, 900
		令和 9 年度	576, 340
		令和 10 年度	231, 470

継続費（廃止）

(単位：千円)

事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
旧西部学校給食センター 解体事業	183, 920	令和 7 年度	124, 146
		令和 8 年度	59, 774

継続費（変更）

（単位：千円）

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
東岡崎駅交通 施設整備事業	10,440,000	令和5年度	0	12,685,000	令和5年度	0
		令和6年度	461,808		令和6年度	461,808
		令和7年度	1,115,880		令和7年度	1,115,880
		令和8年度	2,536,333		令和8年度	2,986,018
		令和9年度	3,792,632		令和9年度	4,606,924
		令和10年度	2,533,347		令和10年度	3,514,370

繰越明許費（追加）

（単位：千円）

事業名	金額
地域脱炭素移行推進事業	146,377
東岡崎駅周辺地区整備推進事業	100,210
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業	124,772

債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
産官学連携プロジェクト研究に要する経費	令和8年度	28,050
岡崎阿知和スマートインター線用地取得に要する経費	令和8年度	37,000
南部学校給食センター空調設備の整備に要する経費	令和8年度	132,990

（特別会計）

（単位：千円）

会計名	補正額	経費の概要
介護保険	608,736	居宅介護サービス費負担金
		高額介護サービス費負担金
		500,000
		65,000

（企業会計）

（単位：千円）

会計名	補正額	経費の概要
病院事業	1,473,385	職員給与費
		投薬・注射薬品費
		診療用材料費
		873,292
		395,535
		168,670

債務負担行為

（単位：千円）

会計名	事項	期間	限度額
病院事業	統合情報システム更新に要する経費	令和8年度	2,813,800

諮問（１件） 閉会日提出

件名	概要
人権擁護委員の推薦について 諮問第２号 （防犯交通安全課）	碧海和子氏（４期）、佐野章子氏（４期）及び山本吉夫氏（２期）の任期満了（令和８年３月３１日）に伴い、後任者を推薦するもの

報告（5件） 11月20日発送

件名	概要								
工事請負の契約の変更の専決処分について 報告第48号 (地域創生課)	市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事の契約（令和7年4月14日の専決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>422,671,700円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>431,465,100円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>8,793,400円増額</td></tr> </table> 令和7年11月18日専決	区 分	契約金額	変更前	422,671,700円	変更後	431,465,100円	増 減	8,793,400円増額
区 分	契約金額								
変更前	422,671,700円								
変更後	431,465,100円								
増 減	8,793,400円増額								
和解及び損害賠償の額を定める専決処分について 報告第49号 (道路維持課)	日 時 令和7年10月3日午後6時頃 場 所 岡崎市板屋町地内 内 容 相手方が相手方所有の自動車で市道板屋5号線を北進中、側溝の蓋に乗り上げたところ蓋が跳ね上がり、当該自動車の右後部バンパーが損傷した。 金 額 59,268円（過失割合 市100%） 令和7年11月14日専決								
和解及び損害賠償の額を定める専決処分について 報告第50号 (公園緑地課)	日 時 令和7年7月17日午前11時20分頃 場 所 岡崎市恵田町字下田地内 内 容 花園緑地内に植栽されている岡崎市の所有管理に係るコナラ1本が隣接する相手方所有地に倒れ、相手方が所有するサイクルポート及び給水管に接触したことにより、当該サイクルポート及び給水管が損傷した。 金 額 592,962円（過失割合 市100%） 令和7年11月18日専決								
工事請負の契約の変更の専決処分について 報告第51号 (教委施設課)	岡崎市立根石小学校北棟大規模改修給排水衛生設備工事の契約（令和6年9月13日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>162,800,000円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>164,814,100円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>2,014,100円増額</td></tr> </table> 令和7年11月18日専決	区 分	契約金額	変更前	162,800,000円	変更後	164,814,100円	増 減	2,014,100円増額
区 分	契約金額								
変更前	162,800,000円								
変更後	164,814,100円								
増 減	2,014,100円増額								
工事請負の契約の変更の専決処分について 報告第52号 (教委施設課)	岡崎市立根石小学校北棟大規模改修電気設備工事の契約（令和6年9月13日の議決を経て締結したもの）を次のように変更するもの <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>契約金額</th></tr> <tr> <td>変更前</td><td>198,550,000円</td></tr> <tr> <td>変更後</td><td>201,690,500円</td></tr> <tr> <td>増 減</td><td>3,140,500円増額</td></tr> </table> 令和7年11月18日専決	区 分	契約金額	変更前	198,550,000円	変更後	201,690,500円	増 減	3,140,500円増額
区 分	契約金額								
変更前	198,550,000円								
変更後	201,690,500円								
増 減	3,140,500円増額								